

## 第199回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：平成30年11月7日（水）午後1時30分～2時44分
- ・開催場所：県庁議会棟3階 第1特別会議室
- ・出席委員：大窪久美子委員、久米えみ委員、羽鳥栄子委員、丸田由香里、柳沢厚委員、山口満委員、本郷一彦委員、久保田三代委員  
石原康弘委員代理（関東地方整備局長野国道事務所 副所長 森浩樹）
- ・欠席委員：石川利江委員、中澤朋代委員、藤井さやか委員、武者忠彦委員、宮澤宗弘委員  
浅川京子委員

### 1 開 会

（幹事：都市・まちづくり課 楠企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

それでは定刻になりましたので、ただいまから第199回長野県都市計画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私は本日の司会を担当いたします、都市・まちづくり課の楠昭彦と申します。どうぞよろしく願いいたします。

なお、冒頭にお詫びでございますが、本日、皆様には駐車場の関係でご迷惑をおかけしたようございまして、大変申しわけございませんでした。次回から気をつけたいと思いますので、ご容赦をいただきたいと思っております。

それでは初めに、委員の出席状況につきましてご報告をいたします。現在ご出席をいただいております委員は9名でございます。委員総数15名の半数以上となりますので、長野県都市計画審議会条例、第6条第1項の規定によりまして本審議会は成立をいたしました。

なお、石川利江委員、中澤朋代委員、藤井さやか委員、武者忠彦委員、宮澤宗弘委員、浅川京子委員からは欠席の旨、あらかじめご連絡をいただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前に郵送いたしました資料は3種類でございます。まず会議次第が1枚、議案概要が1枚、議案が1部の、以上3種類でございます。なお、大変申しわけございませんけれども、議案に訂正がございます。訂正となるページにつきましては、8ページ、17ページ、18ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページとなりますけれども、委員の皆様には訂正後の議案一式をお配りしてございますので、ご確認をお願いします。また、幹事等の皆様には、訂正ページをお配りしておりますので、差しかえについてよろしく願いいたします。また、説明用としまして、A3の議案8ページを別にお配りをしております。また、本日お配りしました当日配布資料が一部ございます。

資料の確認につきましては以上でございますが、不足等ございましたら、事務局のほうまでお申し出をいただきたいと思っております。

それでは次に、本日、代理出席の方についてご報告を申し上げます。国土交通省関東地方整備局長、石原康弘様の代理で、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所、副所長、森浩樹様でございます。

本日は法定審議案件2件につきましてご審議のほどをお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが、長野県都市計画審議会運営規則第4条の規定によりまして、会議の議長は会長が当たるものとしてされておりまして、柳沢会長に議長をお願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

それでは議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、議事録署名人を指名いたします。今回は羽鳥委員と丸田委員にお願いいたします。よろしいですね。

### (2) 事務報告

(柳沢議長)

次に、事務局から事務報告がございます。

(幹事：都市・まちづくり課 山口都市計画係担当係長)

事務報告をさせていただきます。私は都市・まちづくり課の山口剛と申します。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴者がまだおりませんが、傍聴者がありましたら受付にて住所・氏名を確認し、傍聴上の留意事項を説明しまして、あらかじめ静粛な傍聴をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。以上で事務報告を終わります。

### (3) 議案審議

#### 議第1号 飯田都市計画道路の変更について

(柳沢議長)

それでは早速、議事に入りたいと思います。審議案件は2件です。

最初に、県から付議のありました議第1号「飯田都市計画道路の変更について」ご説明をお願いいたしますが、今日はかなり丁寧に説明する必要があるということで、50分ぐらい時間をいただきたいということですので、そのようにお聞きいただきたいと思います。では、お願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

県の都市・まちづくり課、まちなみ整備係長の高野佳敏と申します。私のほうでご説明を

させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは着座にて説明をさせていただきます。

議案は、資料の2ページから7ページ、説明資料は8ページから19ページとなります。

本日の都市計画面案につきましては、都市計画法第15条の2第1項により、飯田市より平成30年5月に案の申し出があり、県としてはこの案を尊重し、申し出案のとおり都市計画の変更をすることが適当と判断し、都市計画の手続きを進め、本審議会に付議するものでございます。

議案の3ページをご覧ください。今回付議しております県決定道路は、飯田都市計画道路「3・3・6号 北方座光寺線」、「3・4・16号 下山妙琴原線」、「3・5・22号 東新町座光寺線」、「3・3・39号 大門黒田線」以上4路線の変更と、「3・5・42号 座光寺上郷線」を新たに追加決定するものになります。

まず初めに、資料の8ページをご覧ください。今、スクリーンでお示ししている図面につきましては、資料8ページの飯田都市計画区域図のうち、今回の都市計画決定に関連する箇所を拡大したものになります。今回、本審議会に付議する案件は、飯田市の北東側に位置します都市計画道路の変更及び決定と、南側の一部についての変更となります。

資料の9ページをご覧ください。飯田都市計画道路の見直し計画の概要についてご説明いたします。

記載しております都市計画道路網につきまして、名称を緑色で赤枠で表示しました路線が、今回、県決定路線として付議している5路線になります。また、名称を紫色で表示しております7路線につきまして、県決定と同時期に飯田市決定により変更、廃止を進めている路線になります。さらに名称を黒色で表示しました路線につきましては、廃止や変更に向けて地元と協議を進める、あるいは新規に追加する路線となっております。

都市計画道路の見直しの理由につきましては、資料の左下に記載しておりますが、社会情勢の変化により決定当時の都市計画との齟齬が生じており、リニア中央新幹線開通を見据えた道路軸を形成する計画が必要となり、今回、見直しを行うものです。

これらを踏まえた飯田市の道路網構想は「飯田市土地利用基本方針」へ位置づけられており、次にこの「飯田市道路網構想」につきましてご説明をさせていただきます。スクリーンをご覧ください。

平成26年、リニア中央新幹線の工事实施計画が国土交通大臣に認可され、(仮称)長野県駅が飯田都市計画区域内に設置されることとなりました。これを受け、飯田市では座光寺パーキングエリアのスマートインターチェンジ化を、長野県では、リニアの効果を生野県内に広く波及するための座光寺上郷道路の計画を進め、平成28年には座光寺スマートインターチェンジの連結許可を得ることとなりました。

こうした情勢のなか、飯田市では飯田都市計画道路の見直しを平成29年に行いました。スクリーンは平成30年1月に施行された、飯田市土地利用基本方針で示された飯田市道路網構想を示したものです。

道路施設の整備方針として、リニア中央新幹線開通や座光寺スマートインターチェンジの供用を見据え、リニア中央新幹線(仮称)長野県駅と市街地を結ぶ赤色で表示した都市環状道路軸と、中央自動車道、三遠南信自動車道や県道上飯田線などからなる、黄色で表示した外環

状道路軸を位置づけております。また、藍色で各圏域との連絡強化のためのアクセス軸を位置づけております。

今回、これらの飯田市の都市構造の変化に合わせた都市計画道路の変更を行うことで、都市環状道路が形成されることとなります。

それでは、個別路線の変更内容についてご説明いたします。資料1-1の総括図を別に配布しておりますので、全体的な位置はそちらでご確認いただきながら、個別の資料をご覧ください。

資料の10ページから11ページの資料1-3、1-4をご覧ください。3・5・42号座光寺上郷線の追加決定についてです。スクリーンでは対象路線を拡大して表示しております。図面の濃い赤色着色部は、今回追加決定する区域です。座光寺上郷線は、リニア中央新幹線仮称長野県駅と座光寺スマートインターチェンジを結ぶ道路となります。都市計画道路として都市環状道路軸、また、外環状線道路軸としての機能を持ちます。また、終点側大門黒田線への接続部から座光寺スマートインター、及び県道飯島飯田線に接続する部分については、平面的には現在、生活されている住宅への影響を少なくし、大門黒田線とランプ形状で接続するとともに、一部急峻な地形についてはトンネル区間とし、県道飯島飯田線とは立体交差とする計画としております。

続きまして、資料1-4に示す区間の横断構造としましては、飯田都市構造の変更を踏まえた交通量推計を行い、起点の北方座光寺線から大門黒田線接続までの計画交通量を、一日当たり12,200台から9,800台としております。この交通量から車道は4車線としております。

歩道につきましては、東新町座光寺線との交差部のリニア駅周辺につきましては、駅周辺の周遊性、環境保護に配慮し、自転車歩行者道及び植樹帯を設けます。そこから終点側につきましては両側に歩道を設置し、途中、北側の歩道は接続する生活道路となる市道へ動線を確保し、片側歩道としております。また、大門黒田線のランプ部におきまして、当路線の南側の歩道を大門黒田線へ接続して動線を確保するため、ランプから終点に向かっては車道のみとしています。以上を道路構造令に照らし合わせますと、道路幅員はそれぞれ24m、21m、18.5m、14mとなります。

大門黒田線接続から座光寺スマートインターの区間につきましては、計画交通量を一日当たり6,100台と推計しております。この交通量から車道は2車線とし、縦断勾配の大きい部分につきましては、付加車線として登坂車線を設けております。これらを道路構造令に照らし合わせますと、道路幅員はそれぞれ14m、11m、8.5mとなります。

続きまして資料12ページ、資料1-5をご覧ください。大門黒田線の変更についてご説明いたします。

大門座光寺線として決定されました当初は、都市環状道路を形成するとともに国道153号及び県道上飯田線と接続し、外環状道路として飯田市都市計画区域と飯伊地域をつなぐネットワークを形成する役割を担っておりました。今回、座光寺上郷線が計画され、これが都市環状道路と外環状道路としての役割を担うこととなりましたので、今回、大門黒田線を座光寺上郷線に接続することとしました。これにより大門黒田線は、国道153号及び県道上飯田線と直接接続がなくなりますが、後ほど説明いたしますとおり、外環状道路の機能は座光寺上郷線と北方座光寺線で補う計画としております。

横断構造としましては、交通量推計の結果、計画交通量を一日当たり15,300台としております。この交通量を道路構造令に照らし合わせますと、4車線の幅員22mとなります。これにつきましては、既決定の大門座光寺線の計画から変更はございません。

続きまして資料18ページ、資料1-11をご覧ください。資料1-11でございます。すみません、資料が飛びまして申しわけございません。

計画図下部にあります北方座光寺線につきましては、この部分は国道153号バイパスとして、国により4車線での整備が完了している区間です。変更箇所は、現在、飯田市において進められております市決定分の都市計画道路3・5・29号飯田鼎線の廃止に伴い、交差点隅切り部分を削除するものです。黄色の路線が飯田鼎線になります。

続きまして、資料の17ページの資料1-10をご覧ください。

当区間は当初、昭和36年に都市計画決定し、昭和57年に現在の形で幅員18mで決定されております。当該区間におきましては、今回、交通量推計の結果、計画交通量が一日当たり28,800台となることから、4車線の幅員25.5mとなりますが、既決定の線形で幅員を変更した場合、並行する国道153号や、沿線建物への掘割による影響が大きいことが確認されたため線形変更を検討しました。この線形変更において沿線関係者から協力が得られたことから、都市計画変更を行うものです。

続きまして、資料が戻って恐縮ですが資料15ページ、資料1-8をご覧ください。

お示ししました区間につきましても同様に、当初幅員18mの道路として決定されていたものを、4車線の幅員25.5mに付加車線を加味し、27メートルで区域を変更するものです。

続きまして資料13ページ、資料1-6をご覧ください。

当区間は当初、都市環状道路を形成するとともに、飯田市都市計画区域と飯伊地域をつなぐネットワークを形成する役割を担っておりました。先ほどご説明いたしました通り、大門黒田線の変更により県道上飯田線との接続がなくなったため、今回の変更により路線を延長して県道上飯田線と接続し、都市環状道路の機能に加え、外環状道路としての機能をもたせております。

続きまして、北方座光寺線の道路構造についてご説明いたします。

横断構造としましては、先ほどご説明したとおり、飯田都市構造の変更を踏まえた交通量推計を行い、計画交通量を一日当たり28,800台としております。算出された交通量を道路構造令に照らし合わせますと4車線の幅員25.5mの規格となり、道路幅員を変更するものでございます。

続きまして、東新町座光寺線の決定についてご説明いたします。資料14ページ、資料1-7をご覧ください。

当路線につきましては、小沼飯田線として当初決定されておりましたが、幹線街路として中心市街地と都市環状道路を結び、主要幹線を補完する機能を当時は持っておりました。

飯田都市構造の変更に伴い、新たにリニア中央新幹線仮称長野県駅と中心市街地及び都市環状道路を結ぶ機能を持つこととしております。これにより終点位置を北方座光寺線の接続部から、長野県駅を経て座光寺上郷線へ接続するよう変更しております。このスクリーンの黄色で着色しました部分は既決定の削除する区間、濃い赤色で着色しました部分が今回追加となる区間となっております。

続きまして資料16ページ、資料1-9をご覧ください。こちらも東新町座光寺線の変更についてです。

当路線は昭和24年に当初決定され、平成7年の変更を最後に、現在の決定区域となっております。お示ししております箇所には鶏足院(けいそくいん)という地域のお寺があり、その入り口には古墳があります。当初の決定から20年以上が経過し、地域において郷土の史跡を保護する気運が高まってきたことで、都市計画道路を整備するにあたり地域関係者と調整した結果、地域の貴重な文化財だということで、これを避けるため線形の変更を行うものです。

続きまして、東新町座光寺線の横断構造についてご説明いたします。

飯田都市構造の変更を踏まえた交通量推計の結果から、計画交通量を一日当たり4,600台としております。中心市街地とリニア中央新幹線仮称長野県駅を結ぶ幹線道路として両側に歩道を設けます。算出された交通量を道路構造令に照らし合わせ、右側に記載しましたとおり2車線の幅員12mの規格としております。

今回、追加決定分となるリニア駅周辺につきましては駅周辺の周遊性、環境保護に配慮し、自転車歩行者道及び植樹帯を設けます。これにより幅員は15mとなります。

続きまして資料18ページ、資料1-11をご覧ください。図面中ほどにあります下山妙琴原線についてご説明いたします。

当路線は昭和36年に当初決定され、平成8年の変更を最後に現在の決定区域となっております。都市計画道路の整備にあたり、地域関係者と調整した結果、写真にあるように地元には檀家を多く抱えるお寺や、この墓地への影響をなくすことへの意向が大きくありました。地域関係者の協力も得られたことから、この200m区間について線形を変更することとし、これに伴い、都市計画区域の変更を行うものです。

これまでの説明を踏まえまして、お手元の資料、議案の4ページにお戻りください。

変更前と変更後の都市計画決定を対比した表です。スクリーンでは路線ごとに上下に比較をしております。

3・4・6号北方飯沼線の名称は、代表幅員に変更はありませんが、規模を表す番号が不整合でしたので、今回3・3・6号に修正し、また、終点の変更により路線名を北方座光寺線と名称を改めます。さらに、今回、飯田市決定による都市計画道路の削除に伴い、交差点の数が5カ所、リニア中央新幹線と立体交差が1カ所追加となっております。

下山妙琴原線につきましては、飯田市決定による飯田都市計画道路の削除に伴い、交差点の数が5カ所となっております。また、先ほど説明させていただいたとおり、約200m間において区域の変更がございます。

小沼飯田線の名称につきましては、終点の変更及び起点の字名の訂正により3・5・22号東新町座光寺線に改め、リニア中央新幹線と立体交差が1カ所追加となります。

大門座光寺線につきましては、終点の変更に伴い路線名及び街路との交差の数が変更となります。また、名称は3・3・39号大門黒田線に改めます。

座光寺上郷線につきましては2車線で、代表幅員14mとして今回新たに追加となります。また、今回変更する4路線につきましては、構造の項目のうち車線の数が新たに追加されておりますが、これは平成10年に都市計画法施行令の一部を改正する政令、及び都市計画法規則の一部を改正する省令が施行され、車線の数を定めることとなりましたので、今回あわせ

て変更を行うものです。

最後に資料7ページをご覧ください。

本案件につきましては、平成29年1月から順次各地域で説明会を行い、その後、都市計画法に基づく公聴会を平成30年7月14日に開催しております。公述人は1名でした。いただきました意見は『座光寺上郷線の沿道は農用地が多く、当該農用地の開発等の将来像がなければ都市計画道路ではなく、県道の改良、新設でよいと考える。』というものです。

意見に対する見解としましては、『座光寺上郷線はリニア中央新幹線（仮称）長野県駅と座光寺スマートインターチェンジへのアクセス道路や、都市環状道路の一部として交通ネットワークを構築するための都市施設であり、計画段階で都市施設の整備に必要な区域をあらかじめ都市計画において明確にすることにより、長期的な視点で円滑かつ着実な整備を展開することができることから、都市計画道路としている。』でございます。

なお、平成30年9月20日から10月4日まで計画案の縦覧公告を行いました。意見書の提出はございませんでした。また、飯田市への意見聴取を行いました。平成30年10月18日付で、案のとおり異議がない旨、回答をいただいております。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

（柳沢議長）

思ったより短く済みましたね。さて、ではただいまの説明に関しましてご質問、ご意見お願いいたします。どうぞ、どなたからでも。ございませんか、はい、山口委員。

（山口委員）

山口ですけれども、よろしく願いします。

先ほどの公述人さんのご意見、将来、この道路周辺の都市計画将来像がなければ、このままでよいんじゃないかということなんですけれども、実際は、都市マスタープラン等で何か将来像というのはあると思うんですが、それとの不正合は特に今はないという考えでよろしいでしょうか。

（幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長）

はい、座光寺上郷線の公述人の関係ですけれども、本路線の沿線につきましては飯田市のほうで国土利用計画を、第3次飯田市計画というものを立てております。その中では、農業環境調和ゾーン、あるいは生活環境形成ゾーンという形で位置づけておりまして、本路線につきましては、既存環境保全を極力考慮して計画しており、周辺土地利用において開発等を積極的に促す路線としておりませんので、そういった上では、本計画と整合を取っているという部分になります。

（山口委員）

ありがとうございました。

(柳沢議長)

ほかにはいかがでしょうか。はい、大窪委員。

(大窪委員)

すみません、交通量の算定の方法についてちょっとお聞きしたいんですが。

リニア新幹線の新駅、長野県駅ができることで交通量が増えるというようなことで想定されているかと思いますが、そもそも、そのリニア新幹線がどれぐらい長野県駅にとまるとか、そもそもその当たりの何かデータが、もう大体決まっていますかという点と、あと、交通量増加のその根拠というふうなところをご説明いただければと思います。お願いします。

(柳沢議長)

どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

今回、計画交通量を算出するに当たりましては、交通量推計というものを行っております。図面、スライドで写して、ちょっと見づらいんですけども、飯田市、この地域全体の道路網について、交通量を配分する計画を行っております。これについては、道路交通センサスといまして、定期的に交通量を現在、5年ごとに計っておるものがあるんですけども、それらの結果から将来的な伸び率というものが算出されておまして、結果的には平成42年の交通量を推計するような形で配分をしております。その結果、全体的には交通量は減少している方向でございます。

ただ、国道153号北方座光寺線については、周辺道路、現在2車線の部分が4車線に増えるところもございまして、交通量が増加しているというような状況でございます。

すみません、さらにリニアの関係についても、それらを踏まえて平成42年の推計結果に反映させております。

(大窪委員)

具体的に長野県駅に1時間に幾つリニアがとまるとか、そういうところはまだ決まってないというようなことでしょうか、そこまで入れていないということでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

何本とまるかというのはこれからですので、ですが、見込みとしますと飯田、このリニア新駅には1日6,800人の方がご利用されるということ、一応想定しております。

(大窪委員)

ありがとうございます。その点はわかりました。

(柳沢議長)

ほかにいかがでしょうか、羽鳥委員。

(羽鳥委員)

質問させていただきたいんですけども、16ページの右側の、資料1-9の右側の真ん中辺にある、幅員が15mのこの道路というのは、どこからどこのことをおっしゃっているのか、教えていただけますか。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

幅員が15mの区間ということでよろしいでしょうか。ちょっと、今、図面でお示しします。現在15mで考えておりますのは、そのピンクで塗られた部分がリニア駅の駅広と想定されている部分ですが、そこに関連する部分を15mということで計画しております。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

それより下側の部分については、幅員が12mになります。

(羽鳥委員)

わかりました。それはこういう概要には出てこないんですか、15mとかということは。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

都市計画の図書というのは、先ほどご説明をさせていただいておりました3ページの計画書というものと、それと、大変、縮小版をお付けしているので恐縮なんですけど、8ページの総括図、それと、今、羽鳥委員さんのご指摘いただいた計画図というものをもって表すということになっていまして、大変、図面が小さくていけないんですけど、この計画図は2,500分の1という、以上の縮尺というふうに決められております。

それでよくよく、ちょっと小さくて申しわけないんですけども、図面上に赤く塗ってあるところに(15m)とか、表示をさせていただいておりました、いわゆる図書としては、この図面上に表記するという形になっております。

(羽鳥委員)

わかりました。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

わかりにくくてすみません。

(羽鳥委員)

ありがとうございました。

(柳沢議長)

ほかにいかがでしょうか。久米委員。

(久米委員)

質問でよろしいですか。18ページの資料1-11なんですけれども、北方座光寺線 W=25mというのと、3・4・16号の下山・・・これは何と言うんですか・・・妙金原線、この間のエリアなんですけれども、ここを変更になっているんですね、この部分は、上の3・4・16号が変更になって、中学校にかぶっていると思うんですけれども、この学校の敷地の中に入る、これは線になるのでしょうか。

3・4・16号の赤く塗っている道路のラインがよくわからなかったんですが、角のところに中学校がちょうど、変更区画の黄色の道路と、3・4・16号がバッティングするところがちょうど中学校の敷地のように見えるんですけれども、なおかつ、この二本の線の間は一種低層住居のエリアがあったりしていて、この3・4・16号のラインというのはどういう理由から、この道路の位置になっているのでしょうか。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

今回の3・4・16号につきましては、この図面で言います変更区間200mの区間のみを変更しております。そのほかについては、既に決定されている位置になっておりまして、今回変更する200mにつきましては、先ほどご説明したとおり、お寺を避けるような形で線形を振っております。

ただ、交差点部分については一部、交差点の部分で一部広がっているところがございますが、今回、既にその部分については整備済みとなっております。新たに今回、中学校のほうに当たるというものではございません。

(久米委員)

わかりました。中学校の生徒さんたちの登下校とか、スクールバスというのがあるのかちょっとわからないんですけれども、その辺の学校の登下校の子供さんたちとこの道路のバッティングの交差点のところについては、配慮はあるということで読めばよろしいのでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

もともと、この下山妙琴原線というのは歩道もついていない中で、子供さんが通学するのに非常に危険な道ということではございまして、今回はこの①の写真をごらんいただけますとおりに歩道をつけまして、また、いわゆる交差点の部分もたまる部分もちゃんと確保されております。

ですので、今回の変更は、既に整備済みではございますが、53条の規制がそのまま残って

しまうので、その部分を解消したく、今回、変更させていただいているという案件になってございます。

(柳沢議長)

大窪委員。

(大窪委員)

資料9ページの、資料1-2の右上のあたり、今回、特に新規に駅ができて、それからアクセス道ですね、高速とのアクセス道が新規に計画されている場所の景観や、段丘崖の斜面樹林などが非常に、新規に道路がつくられるばかりではなくて、リニアがここの上を通りますので、非常に景観も大きく様変わりするというような懸念があると思いますけれども。

その地域全体の景観と、あと、この地域は斜面樹林が、活断層が段丘崖に沿って分布するところが多いんですけれども、そこは斜面樹林が残っている、この地域としても非常に、自然環境としては残しておきたいような樹林が残っているところなんですけれども、そういう場所をどう保全しながら道路を計画されているのか、少し詳しくお聞きしたいんですけれども。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

ちょっとお時間をいただいて、必要であれば、今日、飯田市さんも見えられているので、そういう中でちょっとご説明させていただく場面もあろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(大窪委員)

特に今回の資料の中には、リニアがどういうふうに通るかというような、モニター的な絵がなかったので、委員の皆さんにもちょっとわかりづらいところかなと思って質問しております。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

ただいまの大窪委員のご質問ですけれども、資料の19ページをご覧くださいなんですけれども。

資料の19ページの右下のところに、座光寺上郷線の現況の写真を添付させていただいております。今回、その写真で示しております赤色のところがルートになります。大窪委員御指摘の斜面樹林というのが、この中ほどにある緑があったところがそれらに該当するかと思われませんが、今回、谷地形の部分を道路で、道路は谷地形の部分を通すということで、直接、その斜面樹林を開拓していくというようなものではないような状況でございます。

(大窪委員)

16ページの資料1-9を見ますと、3・5・22号線の赤いところですね。ライン、斜面樹林をこう縦断するような形で計画されて、これは既存の道路なんですか。既存の道路の拡幅

为什么呢。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

資料の1-9の部分ですけれども、これ東新町座光寺線になりますが、この部分については現在、この部分に既設の道路がある部分でございます。

(大窪委員)

ここを拡幅するということですよ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

既にこの部分については12mで決定されている区間になります。この区間につきましては整備済みになります。

(大窪委員)

わかりました。では懸念しているような、その大きく斜面樹林を横断するというようなところはないということですか。あと、景観についてお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

すみません、大窪先生、ちょっともう一度、確認させていただきたいんですが、リニア本線の景観ということでしょうか。すみません、もう一度確認させてください。

(大窪委員)

多分、リニア後の、この飯田の座光寺の周辺の景観が非常に、道路の計画も含めてかなり変わると思うので、そのイメージについて委員の皆さんに知っていただく必要があるかなと思って質問をしています。リニアの計画そのものをどうのこうの言っているわけではありません。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

それでは、今、大窪先生が言っている、リニアはアセスもやっておりますので、それ以外も含めてということなので、飯田市さんのほうで、この辺のことについてちょっとご説明させていただきたいと思います。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(飯田市)

飯田市の建設部地域計画課の松平と申します。

今、ご質問いただいた件につきましては、飯田市、景観計画を、平成20年1月1日から景観行政団体となりまして景観計画をつくっておりますが、この計画の中にも、新たなこうい

った幹線系の地域間をつなぐ道路をつくる場合につきましては、新規のものにつきましては特に重点的に景観の保全という取り組みをしていきたいと思いますという形で、方針の部分に記載をさせていただいております。

それに基づきまして、次年度以降にはなりますが、この道路の計画決定をいただきましたら、その周辺の景観につきましても地域の皆さんと一緒に検討していくという形で、地元の皆さんとも話し合いを進めておりますのでよろしくお願いします。

(大窪委員)

承知しました、ありがとうございます。

(柳沢議長)

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、本郷委員。

(本郷委員)

今、それぞれ各委員の先生方から疑問点等が出ているわけですが、私の立場からお話させていただきますと、総括的な話ですみませんが、今回、変更を決定するのについては、飯田市の都市環状道路の一翼を担う極めて重要な路線であります。したがって、飯田という南信州の中心都市において、道路網の構築を大きく前進させる計画と考えております。

まちづくりの主体である飯田市も、今、お話もありましたけれども本計画に同意しており、以上のことから、私といたしましては原案どおり進めることが妥当であると、このような印象を持っておりますので、よろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

はい、ありがとうございました。ほかにご発言はありませんか。大体、ではご意見はそんなところでしょうか。

内容的ではないんですが、私からちょっと一つ注文しておきます。今回の資料はまことにわかりにくい。

まず大体、市町村道と県道が一緒にきちんと書かれていないので、やっぱり道路はネットワークなので、きちんとまず両方がわかりやすくなっていて、その上で両方がどこがどう変わったかというのを一旦示すと。その上で県道だけ取り出して県道のどこがどう変わるかということを示すという、そういう二段階でちゃんとやってほしいんですよ。これ、プロはしっかり見れば、わかり切れるとは思いますが、忙しい人はバンバンと見ていたら、とてもわからないと思いますよ。

それと、あとちょっとこれは質問。1点だけなんです、この北側の角のほうに伸びた新しい道路がありましたね。1-6のところ、北方座光寺線というのを伸ばしましたよね。この伸ばした先端の先はこれでプチッと、ここで都市計画道路は切れるんですか。

ここは、やっぱりネットワークとして何かほかにつながっていく道、相当、幹線道路ですが、ここでプチッと切れたままでしょうか、あるいは将来、点線でこうどこかへつながるといふ含みのものなんでしょうか、その辺ちょっと教えてください。はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

北方座光寺線の、あの北側の端部の部分ですけれども、現在、スクリーン上で示しているその部分になります。

今回、下の、先ほどの1-6で、資料の1-6で、北方座光寺線から右のほうへ県道の上飯田線というのが走っておりまして、それが外環状の一部という位置づけをしており、そこへの接続ということで、今回、端部をその位置に決めております。

(柳沢議長)

そういうことを言っているんじゃないくて、もう少し公益的な将来像の中でこれをちゃんと説明するというようなことを同時にやったほうがいいんですよね。これはそれだと思いうけれども、これと現在の図と、何かうまく重ならないんです、僕らは、現地をよく知らない人は、

だからちゃんとわかり易く、これ以上は言いませんが、わかり易く全体の将来構想はこうで、そのうちここまで、今こう決まっていますと。だから、要するに決定の合理性がいま一つよくわからないのよね。というのは、私の個人的感想です。

それでは、ほかにご発言ありませんか。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

すみません。以後、今のご意見をいただいたことを踏まえて資料を作成してまいります。

(柳沢議長)

ほかにご発言がなければ採決をしたいと思いますが。

意見書が出ておりませんのと、今日、皆さんのほうから反対意見という形は出ておりませんので、簡易採決ということで行きたいと思いますが、ご異議ございませんね。

(出席者一同)

異議なしの声あり

(柳沢議長)

はい、それでは、議第1号について原案どおり決することにご異議ありませんか。

(出席者一同)

異議なしの声あり

(柳沢議長)

では原案どおり決定いたしました。

## 議第2号 飯田都市計画区域における用途地域の変更に伴う用途地域の指定のない区域 内の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限に定める区域及び数値の 決定について

(柳沢議長)

続きまして議第2号、長いですね。「飯田都市計画区域における用途地域の変更に伴う用途地域の指定のない区域内の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の決定について」を議題とします。説明をお願いします。

(建築住宅課 田尻課長補佐兼指導審査係長)

建築住宅課、指導審査係長の田尻和久と申します。よろしくお願いいたします。

私から議第2号につきましてご説明させていただきます。失礼ですが、着座にてご説明させていただきます。

飯田都市計画区域における用途地域の変更に伴う用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域、並びに数値の決定についてでございます。

このことにつきましては、建築基準法第52条第1項第7号、第53条第1項6号、並びに第56条第1項1号別表第3(に)欄5及び同項第2号二の規定によりまして審議会への付議をさせていただくものでございます。

この度、ご審議を頂く内容といたしましては、飯田都市計画の区域の用途地域の指定のない区域、いわゆる白地地域と言うことが多いのですが、この用途地域の指定のない区域につきまして、建蔽率とか容積率を定めるものですが、お手元の資料で、22ページをご覧くださいませでしょうか。あわせてスクリーンのほうに、その規制の内容についてご説明の図を掲載させていただいております。

この表の中にあります三通りの制限値を定めているところですが、このうち表の最下段であります。これは市内の大部分を占めております。容積率が10分の10、これは100%ということを示しております。なお、続いて建蔽率ですが、10分の6、これは60%のことを示しております。

前面道路の反対側の境界線からの水平距離に乗ずる数値、これは、いわゆる道路斜線制限と言っているんですが、これについては1.25、隣地境界線までの水平距離に乗ずる数値、こちらは隣地斜線制限と言っているんですが、これも1.25となる区域の変更でございます。

それでは、議案集の22ページをご覧ください。平成13年5月18日に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律が施行されまして、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域、いわゆる白地地域につきまして「建築基準法による白地地域の容積率等の制限値」の表の中の数値から特定行政庁、この度は県になりますけれども、当該白地地域の土地利用状況に応じまして、県都市計画審議会の議を経て定めることとされております。

中ほどの建築制限に係る県の方針等をご覧ください。法改正を受け、建築制限に係る県の方針等としまして、平成13年度に白地地域における土地利用の実態調査を実施しまして、地域の土地利用状況を勘案した一般基準と特殊基準を定めております。

下の表をご覧ください。中央の一般基準ですが、イメージとしましては、田園区域や既存集落区域につきまして容積率を100%、または200%、建蔽率を60%、道路斜線制限が1.25、隣地斜線は20m上がった地点から1.25の制限とすることを基準としております。

ほかに特殊基準としまして、左欄のように別荘区域や低層住宅区域については規制を強化し、容積率50%または100%、建蔽率30%または50%、道路斜線は1.25、隣地斜線につきましても同様でございます。逆に右欄のように、郊外幹線沿道区域などのような区域につきましては、規制を緩和するような形にしております。

それでは、24ページをご覧くださいませでしょうか。この度、御審議をいただく対象としまして、2つの地区がございます。赤枠で囲みました「伊賀良北部地区の0.36ha」及び「上郷座光寺国道周辺地区の0.01ha」ですが、ともに用途地域の廃止によりまして白地地域となるため、制限値を定めるものでございます。

25ページをご覧ください。伊賀良北部地区の周辺拡大図を掲載しております。この地区におきましては、都市計画道路3・4・18号が廃止になるということから、現地の地形地物にあわせて用途地域の変更を行い、白地地域となるものでございます。

この地区におきましては、既存の集落に接してございまして土地利用の状況も似通ったものでありますので、隣接区域と同じ容積率100%、建蔽率60%、道路斜線・隣地斜線ともに1.25とすることを考えております。なお、用途地域の廃止前におきましては、第一種住居地域及び第二種住居地域として容積率200%、建蔽率60%、道路斜線・隣地斜線ともに1.25であり、容積率が200%から100%に規制強化される形になりますが、この制限の変更に伴う既存不適格建築物は生じないことになっております。

26ページに道路沿いの現況写真を掲載しております。まず①としまして、路線の東側を見たところでも主に畑となっております。②、中間地点から東側を見たところ。住宅は点在してございます。③、中間地点から西側を見たところ。中には事務所のような建物もございませぬ。

それでは続きまして27ページで、もう一つの地区のご説明をさせていただきます。「上郷座光寺国道周辺地区」の周辺拡大図を掲載しております。

こちらにつきましても伊賀良北部地区と同じく、隣接区域と同じ容積率100%、建蔽率60%、道路斜線・隣地斜線ともに1.25とすることを考えております。

用途地域の廃止前におきましては準工業地域として指定されていたんですが、この赤色の部分ですけれども、農業振興地域に、昭和44年に指定されてございまして、かつ昭和46年に準工業地域にも指定されているというような重複状況がございました。ですので、これを解消するために、用途地域を外して白地地域にすることになりますが、もともとの準工業地域としましては容積率200%、建蔽率60%、道路斜線1.5、隣地斜線2.5ですが、今回、容積率、道路斜線、隣地斜線、こちらにつきまして規制強化になりますが、制限の変更に伴う既存不適格建築物はございませぬ。

28ページに現況写真を掲載しております。①としまして用途地域の廃止部分を含む、周辺を見たところですが、田園地域になってございます。②、幹線道路から北側を見たところ。店舗が建ち並んでいるような状況でございます。③、用途地域の廃止部分でございます。農業振興地域の田というような状況になってございます。

議第2号につきましての説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(柳沢議長)

それではご意見をいただきたいと思いますが、二つあるうちの前のほうは、今回の市の都市計画道路廃止に伴いということですね。後ろのほうは何もそういう原因はなかったんだけど、よく見てみたら重なっていたのでこの際直すと、そういうことですか。

それでは、ご意見をいただきたいと思います。

(久米委員)

質問なんですけれども、最初の北部地区ですか、第二種住居と第一種住居、廃止前だったエリアを廃止後、白地地域にするということで、容積率200%だったものを100%に落とす理由は何があるんでしょうか。

(建築住宅課 田尻課長補佐兼指導審査係長)

お手元の資料の22ページをご覧くださいませでしょうか。

今回の伊賀良北部地区につきましては、こちらの22ページの下の方に表と絵がありますが、この中で一般基準に当たるものと考えております。主にはこの既存集落区域ですとか田園区域ですけれども、こういったところに該当するものとして、容積率10分の10、もしくは10分20ということで、100%とか、200%という選択肢がある形になっております。

その中におきまして、21ページにおきまして、現在、市のほうで白地地域の規制の状況も示させていただいてありますが、一番下にあるように、市のほぼ99.9%以上を占める一番下段と同じ規制をしていくのが市の全体的な中から考えて、一番適切ではなかろうかと考えさせていただいたところでございます。

(久米委員)

この21ページの一番下段の「別図により定める区域」というこの、これが白地にするときの、県の10分の10というのがほとんどという説明なんです。

(建築住宅課 田尻課長補佐兼指導審査係長)

飯田市内です。

(久米委員)

飯田市内ということですね。わかりました。

結構、住宅も建っているエリアなので、今回、用途変更をしてしまうと、その前に建っている人たちよりも2分の1にしか、全体の延べ床面積の建物が建てられないというふうに厳しくなるということですね。

それで、例えばその建っている既存の建物が、建て替え及び増改築とかをするときにこの

新しい100%がかかってくることで、同じ面積がとれなくなるということもあるわけですね。

(柳沢議長)

おっしゃっていることはよくわかります。あれですよ、ピンクで塗られている細いラインのところですよ。

(久米委員)

ここだけなんですね。

(柳沢議長)

ここだけなんです。だから、そうするとそれはこれが白くなるんですね、ピンクのところは白くなって、今までは色が塗られていたけれども、今度は外側へ出てしまうので、地続きのその外側の白と同じ制限にするというのが、むしろ考え方ですよ。ここがむしろ、ちゃんとあるほうが不自然ですから、これはもうしょうがないという感じはします。

(久米委員)

わかりました。この全体じゃないんですね。廃止前に第二種住居地域が0.03haで、第一種が0.33haというのは、このピンクのところはその面積になるんですか、わかりました。

グリーンのところがかぶっているようには見えなかったんですけども、かぶっているんですね、これ、わかりました。

(柳沢議長)

グリーンのところは、何かちょっと誤解があるような感じもするけれども。

(建築住宅課 田尻課長補佐兼指導審査係長)

すみません、それではちょっと補足の説明をさせていただきます。

この度、この赤の太線で中がちょっと薄くなっている、この部分が第二種住居地域です。こちらのほうが、この上と同じく、第一種住居地域として指定されておりました。この都市計画道路が廃止になるものですから現地の地形、現在の道路にあわせてこういうような形になりまして、この赤い部分につきまして下側の白いところと同じ規制をさせていただきたいという趣旨になりまして、説明が不足しておりました申しわけございませんでした。

(久米委員)

わかりました。ありがとうございます。

(柳沢議長)

では、ちょっと私から細かい質問なんだけれども、この図でいいんですが、黄色の第1種住居地域というところの中に古い都市計画道路に沿って点線がずっとありますよね。その点

線のところで、今までは用途地域が変わっていたんですか。その説明はなかったですね。

(建築住宅課 田尻課長補佐兼指導審査係長)

おっしゃるとおりでございます。

(柳沢議長)

それはどう変わったんですか、従前はどうで、事後はどうなの。

(建築住宅課 田尻課長補佐兼指導審査係長)

今回、飯田の都市計画区域の中におきまして、これまで第一種住居地域はこういうような形になってございました。これにつきまして、こういうような形になるというような変更もあわせてございます。

(柳沢議長)

根拠になる都市計画道路が消えちゃったので、それに沿う線をやめて、もう一本内側にある既存の道路に沿って定め直したということですね。

そうすると、その間は、今まで一種中高層住専だったものが第一種住居地域に変わると、緩められるんですよね。緩められるんだから文句はないだろうという議論は一般的にありますが、逆に、緩めるのは勘弁してくれという人もいると思うので、その辺はどういう反応ですか。

(建築住宅課 田尻課長補佐兼指導審査係長)

市の都市計画審議会におきまして、縦覧などを行う中で意見はなかったと聞いてございます。

(柳沢議長)

むしろ、そこをちゃんと説明してくれますか。どうぞ、山口委員。

(山口委員)

山口です。そうすると、先ほど既存不適格はないというご説明があったんですけども、それよりも都市計画道路が計画されているところの敷地の制限に対して、今回それがなくなるということで、その影響もないということで、影響もないというのも変ですけども、うれしいことですけどもね、それをよく確認したほうがいいと思うんですね。

(建築住宅課 田尻課長補佐兼指導審査係長)

おっしゃるとおりでございます。

(柳沢議長)

よろしいでしょうか、あまり本質的と言っては語弊があるけれども、変更ではありません

ので。

それでは、ではこれについても採決をしたいと思います。簡易採決で行きたいと思います。議第2号について、原案どおり承認するというごことでご異議ございませんか。

(出席者一同)

異議なしの声あり

(柳沢議長)

はい、では異議なしということで、原案どおりといたします。

これで本日予定した議案は終了しましたが、委員の皆様から何かこの際、ご発言ございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、以上で議事は全て終了といたします。ご協力、ありがとうございました。

(幹事：都市・まちづくり課 楠企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは長時間にわたりまして、慎重審議をいただきましてありがとうございました。

次回の開催日でございますが、本日お配りしております当日配付資料の6ページのとおり、平成31年1月の第3週で予定をさせていただいております。

先の日程で誠に恐縮でございますが、委員の皆様には本日お帰りの際、または11月13日までに事務局のほうにご返送をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 4 閉 会

(幹事：都市・まちづくり課 楠企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは、以上をもちまして、第199回長野県都市計画審議会を閉会といたします。どうもお疲れさまでございました。